

◎土地改良補償士とは

1 土地改良補償士とは

土地改良事業関係の高度で総合的な知見を必要とする総合用地補償業務に関して、円滑・適格に遂行する専門的応用能力を有すると公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会長が認定し登録した者です。

(1) 資格の目的

土地改良事業関係の高度で総合的な知見を必要とする用地の取得又は使用（以下「用地取得等」という。）に係る阻害要因等の調査、処理方針の作成及びこれに係る工程管理業務や関係権利者に対する用地取得等の同意を得るための交渉並びに用地調査等業務の全般にわたる総合照査等（以下「総合用地補償業務」という。）に関わる土地改良補償士の資格を定め登録することにより、総合用地補償業務を円滑・的確に遂行するとともに、土地改良事業のコスト縮減と品質の確保を図り、もって優良農地の整備・確保を促進し、国民食料の安定供給に寄与することを目的としています。

(2) 創設の背景

土地改良補償業務管理者は、用地調査等業務の円滑・的確な執行を確保する上で中心的な役割を担っていますが、同管理者に求められる能力も、用地取得等阻害要因等の調査、処理方針の作成及びこれに関する工程管理業務や用地取得等の同意を得るための交渉など、適正な用地取得等を実現するための管理能力が必要とされる業務へと高度化しています。

このため、土地改良事業関係の総合用地補償業務に関わる優秀な人材を育成・確保し、これらの新たな業務へ円滑・的確に対応することを目的として、土地改良補償業務管理者の上位資格である土地改良補償士の制度が創設されました。

2 資格試験

資格試験では、総合用地補償業務に関する研修を実施し、総合的・専門的な知識について筆記での評価を行い、合格者に会長から合格証書が交付されます。

土地改良補償士の受験資格は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者、若しくは管理技術者、照査技術者又は主任技術者として5年以上従事した者、又は国、地方公共団体の職員については、土地改良事業関係の用地補償業務に20年以上従

事し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し登録した者となっています。

なお、用地調査等業務に従事した期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日までを1年度とし、このうち従事日数を積み上げて183日以上当該業務に従事している場合は、1年とみなすこととしております。また、管理技術者、照査技術者又は主任技術者として5年間で10件以上当該業務に従事している場合は、5年以上従事した者として扱います。

土地改良事業関係の用地補償業務又は用地調査等業務の経歴書の証明者は、請負業務にあつては所属会社等の長、国又は地方公共団体の職員にあつては所属機関の長となっています。

3 資格登録

土地改良補償士の資格試験に合格した者は、登録することによって土地改良補償士名簿に記載され、公益社団法人土地改良測量設計技術協会のホームページで公表されます。

- ① 資格登録の有効期限は、資格登録後5年目の3月31日までです。
- ② 資格試験に合格後5年以上経過してから登録する場合は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会長が指定する研修を受講する必要があります。
- ③ 国又は地方公共団体の職員については、登録を行わなくても、資格試験に合格し土地改良補償士となる資格を有する者となったことをもって人事記録等への使用が認められます。

4 資格登録更新

登録された技術者は、技術の発展・変化に対応した知識・技術力の維持を目的として、有効期限内に会長が指定する研修を受講し、有効期限の5年目に登録の更新を行わなければなりません。

- ① 登録更新をするためには、会長が指定する研修に参加したことを証する参加証の写しを添付して申し込む必要があります。
- ② なお、やむを得ない事由により研修に参加できなかった者にあつては、その理由を記した書面及び登録期間中に携わった用地補償業務の概要を会長に提出し、会長の承認を得ればこの限りではありません。この場合の有効期限は1年です。